

宇都宮市（以下「市」といいます。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定により、（仮称）宇都宮市新斎場整備・運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第8条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果をここに公表します。

平成18年 3月 31日

宇都宮市長 佐藤 栄一

特定事業（（仮称）宇都宮市新斎場整備・運営事業）の選定について

1 事業の概要

（1）事業名

（仮称）宇都宮市新斎場整備・運営事業

（2）対象となる公共施設の種類

斎場

（3）施設の位置づけ

宇都宮市、上河内町、河内町、壬生町の1市3町（以下「管内」という。）の広域斎場として位置づける。

（4）公共施設等の管理者等

宇都宮市長 佐藤 栄一

なお、市は本施設を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の規定による「公の施設」とし、選定事業者を同法第244条の2第3項の規定による「指定管理者」として指定する予定である。

（5）事業目的

本市の現斎場は、建設から約28年が経過し、施設の老朽化が進行していることに加え、今後の高齢社会の進行により、現施設の能力では、火葬業務そのものに支障が生じるおそれがあることから、平成13年3月に「宇都宮市斎場再整備基本計画」（以下「基

本計画」という。)を策定し、火葬需要のピーク時を踏まえ、移転新築による再整備方針を決定したところである。

本事業を進めるにあたっては、民間の資金やノウハウを活用することで、利用者のニーズや心情に十分配慮しながらサービスの質の向上を図り、かつ、財政支出の平準化と施設規模拡大によるスケールメリットを確保した整備等をめざすものである。

なお、事業の実施に際しては、地元経済発展への配慮に期待している。

(6) 施設整備にあたってのコンセプト

～ 聖なる地の創造をめざして～

緑と静けさにつつまれた斎場 = 「安らぎ」の提供

ゆったりとした空間を有した斎場 = 「ゆとり」の提供

安心して利用できる十分な機能を有した斎場 = 「安心感」の提供

最後の別れにふさわしい雰囲気・景観を有した斎場 = 「荘厳さ」の提供

(7) 事業内容

ア 施設の名称

(仮称) 宇都宮市新斎場

イ 施設の内容

火葬棟，待合棟，式場棟，駐車場，構内道路及び調整池等(以下総称して「斎場施設」という。)及び緩衝緑地(斎場施設とあわせ，以下総称して「斎場施設等」という。)

(8) 事業の範囲

募集要項等に定める手続きによって選定された民間事業者は、本事業の遂行のみを目的とする商法(明治32年法律第48号)に定める株式会社(以下「SPC」という。)を設立し、PFI法に基づき、以下の業務を実施する。

ア 斎場施設の整備に係る業務

- ・ 斎場施設の設計業務
- ・ 斎場施設の施工業務
- ・ 斎場施設の工事監理業務
- ・ 斎場施設の所有権移転業務
- ・ 敷地造成及びその関連業務
- ・ 備品等設置業務

- ・環境保全対策業務

イ 斎場施設の運営に係る業務

- ・火葬炉運転業務
- ・利用者受付業務（予約受付業務を含む）
- ・火葬業務
- ・待合関連業務
- ・売店等業務
- ・式場運営業務
- ・料金徴収代行業務
- ・その他事務支援業務

ウ 斎場施設等の維持管理に係る業務

- ・建物保守管理業務
- ・建物設備保守管理業務
- ・備品等管理業務
- ・外構維持管理業務
- ・緩衝緑地維持管理業務
- ・清掃業務
- ・環境衛生管理業務
- ・残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- ・警備業務
- ・火葬炉保守管理業務

(9) 事業方式

斎場施設の特性或事業範囲等の観点から，B T O方式（Build Transfer and Operate：S P Cが斎場施設を建設し，竣工後速やかに市に所有権を移転し，運営及び維持管理を遂行する方式）を事業手法として整備を行う。

2 市が直接実施する場合とPFI手法で実施する場合の評価

実施方針に基づき、市財政負担額に係る定量的評価と事業リスク等に係る定性的評価から総合的な評価を行う。

(1) 市財政負担額の定量的評価

市財政負担額の定量的評価にあたっては、(仮称)宇都宮市新斎場整備・運営事業を、市が直接実施する場合とPFI手法で実施する場合の市財政負担額の比較を行う。

なお、比較の際には、それぞれの場合において提供される公共サービスが同一水準であるものと想定し、民間事業者へ移転されるリスク(リスク調整費)については定量的評価の対象外とした。ただし、公共サービスは同一水準であると想定しているが、斎場施設の整備及び運営維持管理のノウハウがある民間事業者による方が、利用者にとってより利便性の高い施設の整備が実現され、安定した事業運営の実施が期待できる。

比較の前提条件を次のように設定する。これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制限するものではなく、またそれと一致するものでもない。

ア 市が直接実施する場合の前提条件

市財政負担額の算定対象とする経費は、工事費、設計監理料、運営維持管理費及び借入金の返済に要する費用から、運営期間中に見込まれる火葬料金及び斎場使用料に係る収入を差し引いた額とした。

工事費

事業用地における斎場施設に係る造成工事、建設工事、火葬炉設備工事等を実施するにあたり、市が公共工事として発注した場合の費用を想定した。

設計監理料

事業用地における斎場施設に係る基本設計業務、実施設計業務及び工事監理業務を市が外部に委託する際の費用を想定した。

運営維持管理費

事業用地における斎場施設等の運営及び維持管理を行うために必要な費用として、類似施設の運営維持管理単価等を参考に設定した。

借入金の返済に要する費用

敷地造成費及び施設建設費に必要な資金のうちの67.5%を起債とし、残り32.5%及び設計費に必要な資金を一般財源からの支出として市が調達する場合を想定した。なお、起債については、償還期間12年、据置き期間3年の元利均等返済とし、金利は現状及び過去の金利水準、市場環境等を勘案して固定金利2.0%と設定した。

イ P F I手法で実施する場合の前提条件

市財政負担額の算定対象とする経費は、事業期間中に市が民間事業者に支払う総費用から、民間事業者が市に対して支払う税金ならびに運営期間中に見込まれる火葬料金及び斎場使用料に係る収入を差し引いた額とした。

工事費

市が必要と考えるサービスと同等のサービスを提供することが可能な斎場施設を建設するにあたって、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することによって想定される費用を設定した。

設計監理料

市が必要と考えるサービスと同等のサービスを提供することが可能な斎場施設の基本設計、実施設計及び工事監理を行うにあたって、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することによって想定される費用を設定した。

その他初期投資

建設期間中の資金需要に伴う金利、民間金融機関からの借入れに伴う手数料等、民間事業者による資金調達に要する費用を設定した。

運営維持管理費

市が必要と考えるサービスと同等のサービスを提供することが可能な斎場施設等の運営及び維持管理を行うために必要な費用として、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することによって想定される費用を設定した。

借入金の返済に要する費用

工事費、設計監理料、及びその他初期投資に必要な資金について、民間事業者の出資、民間金融機関からの借入れ等により調達する際の条件を設定した。

ウ その他共通の前提条件

割引率を3.0%と設定し、事業期間全体における市財政負担額を現在価値に換算した。

なお、工事費及び設計監理料については、市が直接実施する場合、P F I手法で実施する場合のいずれも、現時点では国庫補助対象外とした。

エ 評価結果

上記前提条件に基づく市財政負担額（現在価値換算後）について、市が直接実施する場合とP F I手法で実施する場合を比較すると、P F I手法で実施する場合の方が約9.2%少ないという結果が得られた。

(2) 定性的評価

ア 民間事業者に移転されるリスクの評価

PFI手法で本事業を実施する場合においては、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するという考え方に基づいて、市と民間事業者で事業リスクを分担することを基本とする。

PFI手法で事業を実施した場合、施設整備のための設計及び施工におけるリスク、事業の資金調達におけるリスクを民間に移転することが可能である。

このリスク移転により、次のような効果が期待できる。

建設段階において、民間事業者が工期の管理を行うとともに、工事費の増加等のコストオーバーランリスク及び工期の遅延等のタイムオーバーランリスクを民間事業者が負担することにより、計画に基づく効率的かつ円滑な事業の遂行が期待できる。

運営維持管理段階において、斎場施設等の運営及び維持管理を原則として全て民間事業者の責任とし、かつ、運営及び維持管理のコストオーバーランリスクを民間事業者が負担することにより、事業の効率化が期待できる。また、指定管理者制度を併用することにより、市の人件費の効率化が見込まれるとともに、民間事業者による一層の創意工夫を通じた事業の効率化が期待できる。

事業期間を通じて、本事業の実施に必要な資金を民間事業者が調達することにより、市が自ら資金を調達して直接実施する場合に比べて早期に事業を推進できるとともに、市の財政支出の平準化が期待できる。

イ 公共サービス水準の評価

施設の効率的な運営維持管理

本事業の実施に際し、設計、施工、運営及び維持管理を民間事業者に一括して委託することにより、施設の効率的、機能的な管理運営が期待できる。

特に、性能発注方式の導入により、民間事業者からの提案による効率的な運営維持管理体制が実現できるのみならず、複数業務を包括的に実施できることから、運営維持管理の効率化効果を最大限に発揮することが期待される。

安定したサービス水準の確保

斎場施設等の運営及び維持管理を行う上で、民間事業者は類似事業での経験により蓄積されたサービス、顧客対応などの経営ノウハウを適用することができるため、安定的かつ効率的な運営及び維持管理が期待できる。

また、施設の運営及び維持管理に関し、斎場事業の特性を把握した民間事業者が事業内容のきめ細やかな見直し等を行うことによって、安定したサービス水準を確保することが期待できる。

リスク分担が明確化された安定した事業運営の実現

本事業では、発生されるリスクを前もって想定して明確化した上で、官民のリスク分担についても契約により厳密に定めることから、リスク発生時に適切な対応を迅速に行うことが可能となる。

つまり、リスク管理体制が適切に整備されていることから、業務の円滑な遂行や安定した事業運営を長期にわたって実施することが可能となる。

(3) 総合的評価

以上により、本事業はPFI手法で実施することにより、事業全体を通じて民間事業者の資金調達力や効率的な事業ノウハウを活用することが可能となる。その結果として、全事業期間（ライフサイクル）における市財政負担額が約9.2%削減でき、かつ市の負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が期待できる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条に基づく特定事業として選定する。